

監査公表第14号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市立敦賀病院に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年10月10日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法子

市立敦賀病院に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成30年6月28日（木）

2 監査の対象

市立敦賀病院に係る財務事務の執行状況及び経営事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿等を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務に関する事務及び事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

市立敦賀病院事業会計の財務事務の執行及び経営事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

平成29年度の経営状況は、経営改善努力により120,322,888円の純利益を計上し、8年連続で黒字決算となっている。平成28年度に改定した「第2次市立敦賀病院中期経営計画改定版」に基づき、地域の中核病院として今後も安定した経営を持続し、信頼され温もりのある医療を提供できるよう、さらに適切な執行及び健全経営に努めていただきたい。

ただし、次の事務の執行については、引続き必要な措置を講じられたい。

(1) 医師、看護師の確保について

看護師や薬剤師については、修学資金の貸付により今後の採用をある程度見込むことは可能であるが、医師については、関連大学等の連携に頼っているところが多い。研修医をはじめ、医師、看護師の確保が厳しい中ではあるが、労働環境の改善に取り組み、医師、看護師の確保を行っていただきたい。

(2) 窓口未収金について

医療費の自己負担金に係る未収金については、平成32年4月からの民法改正も踏まえ、経営の健全性や負担の公平性を確保する観点からも、未収金対応マニュアルに基づき、法的手続き及び徴収体制の強化工夫を図り、未収金の削

減に努められたい。

(3) 救急患者の受け入れについて

医師や看護師等の確保が厳しい状況ではあるが、時間外救急の現状を把握し、患者の受け入れに取り組んでいただきたい。

(4) 内部統制の構築・運用について

平成29年度に発生した不適正な会計処理に関しては、法令等を遵守し再発防止に努めるだけでなく、事前のセーフガードとして病院事業全体の内部統制(リスク管理体制)の構築・運用について検討されたい。

温もりのある医療を提供し、地域の信頼や期待に応える病院として、自らリスクを検証し、改善策を講じていただきたい。